

# News Release

**CONCORDIA**  
Financial Group

平成29年5月12日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 寺澤 辰麿

コード番号 7186 東証第一部

## 定款の一部変更に関するお知らせ

コンコルディア・フィナンシャルグループ（代表取締役社長 寺澤 辰麿）は、本日開催の取締役会において、平成29年6月20日開催予定の第1期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

銀行法において、銀行持株会社が営むことができる業務範囲の見直しを実施されたため、第2条（目的）について、事業目的を整理し変更いたします。また、取締役会の運営を柔軟におこなうため、第25条（取締役会の招集および議長）について、取締役会の招集権者および議長を取締役会において定めることができるよう変更いたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日（金）
定時株主総会開催日	平成29年6月20日（火）（予定）
定款変更の効力発生日	平成29年6月20日（火）（予定）

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部広報室

TEL : 03-5200-8208

【別紙】コンコルディア・フィナンシャルグループ 定款変更案

(下線部分が変更部分です)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 銀行および<u>その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理</u></p> <p>(2) <u>その他前号の業務に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に欠員または支障あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理</p> <p>(2) <u>前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務</u></p> <p>(3) <u>前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u></p> <p>第3条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第25条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して、発するものとする。</p> <p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があったときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>3 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役に支障あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p>

以上